

3 生徒への個別の対応の在り方等について

- (1) 生徒への対応はチーム対応を徹底し、報告、連絡、相談、確認等、教職員間で情報共有を図ること。
- (2) 密室となる場所での生徒への指導は、原則として複数の教職員で行うこと。やむを得ず一人で指導する場合においても、密室状態にならないように留意すること。
- (3) 教職員の自家用車に生徒を同乗させることは、原則として禁止する。なお、緊急時であつてやむを得ない場合は、校長の許可を得て行うこと。また、事前に許可を得ることが困難な場合には、事後に報告を行うこと。
- (4) セクシュアルハラスメントと受け取られるような、不必要な身体接触を避けること。

性に関する言動に対する受け止めには個人差があり、セクハラに当たるかどうかは、相手が不快に感じるかどうかで判断されること。不快かどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らない点に十分留意すること。

4 学校徴収金等について

- (1) 校内に現金を保管しないこと。生徒から徴収した現金については、必ずその日のうちに銀行の口座に入金したり、業者に支払ったりすること。
- (2) 部活動等に係る経費を生徒から徴収する場合は、公金の取扱いに準ずること。
- (3) 未納金の教職員による立て替え払いは、禁止する。

5 相談窓口

全般に関すること	担任、学年主任
部活動に関すること	各部顧問、部活動担当
悩みごとに関すること	教育相談担当、養護教諭、いじめ・不登校担当
教職員に関すること	教頭
教育委員会の相談窓口	瀬戸内市教育委員会 総務学務課 TEL(0869)34-5640

6 その他

上記以外について、岡山県教育委員会及び瀬戸内市教育委員会の通知等に準ずる。